

第56号議案

一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の
制定について

一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例の制定について、
別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年10月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西歴史民俗資料館の研修室及び別館準備室の使用に係る使用
料を徴収することとし、その額を定めることを市長に申し出るため本案を
提出します。

(案)

一宮市尾西歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

一宮市尾西歴史民俗資料館条例(平成17年一宮市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第9条を第13条とする。

第8条中「入館者」の次に「及び使用者」を加え、同条を第12条とし、同条の前に次の5条を加える。

(使用許可)

第7条 資料館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする際、管理上必要な指示又は条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の許可(別表に掲げる施設に係る許可に限る。)を受けようとする者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料は、許可を受ける時に納入しなければならない。

3 市長は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料を減免し、又は還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 館長は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が管理上支障があると認めるとき。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、第7条第1項の使用を終了したときは、直ちに当該使用に係る施設を原状に復さなければならない。前条の規定により許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(秩序維持)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資料館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、若しくは資料館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、若しくは滅失した者又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 館長の許可なく資料の模写、模造、撮影等の行為をした者
 - (3) 資料館又は資料の管理上必要な指示に従わない者
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が入館を不相当と認める者
- 付則の次に次の別表を加える。

別表(第8条関係)

| 使用時間 | 午前 | 午後 | 午前・午後 |
|-------|--------|--------|--------|
| 区分 | | | |
| 研修室 | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 |
| 別館準備室 | 500円 | 500円 | 1,000円 |

備考

- 1 使用時間は、次による。
 - (1) 「午前」とは、午前9時00分から午後0時30分までをいう。
 - (2) 「午後」とは、午後1時から午後4時30分までをいう。
 - (3) 「午前・午後」とは、午前9時00分から午後4時30分までをいう。
- 2 使用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合における使用料の額は、所定の使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。
- 3 使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条から第9条までの規定及び別表に規定する施設の使用に係る手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

一宮市尾西歴史民俗資料館条例(平成17年一宮市条例第67号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の保存と活用を図り、地方文化の発展に寄与するため、一宮市尾西歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 一宮市尾西歴史民俗資料館</p> <p>位置 一宮市起字下町211番地</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 資料館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。</p> <p>(入館)</p> <p><u>第4条 資料館は、何人でも入館することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</u></p> <p><u>(1) 営利を目的とするとき。</u></p> <p><u>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 施設、付属設備、資料等を亡失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日まで</p> <p>2 一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第6条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の保存と活用を図り、地方文化の発展に寄与するため、一宮市尾西歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 一宮市尾西歴史民俗資料館</p> <p>位置 一宮市起字下町211番地</p> <p>(職員)</p> <p>第3条 資料館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 資料館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合を除く。</p> <p>(2) 休日の翌日。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合を除く。</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日まで</p> <p>2 一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第5条 資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館は、午後4時30分までとする。</p> |

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館料)

第7条 資料館の入館料は、無料とする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館料)

第6条 資料館の入館料は、無料とする。

(使用許可)

第7条 資料館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする際、管理上必要な指示又は条件を付することができる。

(使用料)

第8条 前条第1項の許可(別表に掲げる施設に係る許可に限る。)を受けようとする者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に定める使用料は、許可を受ける時に納入しなければならない。

3 市長は、教育委員会が特別の理由があるとき、第1項の使用料を減免し、又は還付することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 館長は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が管理上支障があると認めるとき。

(原状回復義務)

第10条 使用者は、第7条第1項の使用を終了したときは、直ちに当該使用に係る施設を原状に復さなければならない。前条の規定により許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(秩序維持)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、資料館への入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、若しくは資料館の施設、設備、資料等を汚損し、損傷し、若しくは滅失した者又はそのおそれがあると認められる者

(2) 館長の許可なく資料の模写、模造、撮影等の行為をした者

(3) 資料館又は資料の管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償)

第8条 入館者は、故意又は過失によって、施設、付属設備、資料等を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が入館を不相当と認める者

(損害賠償)

第12条 入館者及び使用者は、故意又は過失によって、施設、付属設備、資料等を亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(教育委員会規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表(第8条関係)

【別記1 参照】

備考

1 使用時間は、次による。

(1) 「午前」とは、午前9時00分から午後0時30分までをいう。

(2) 「午後」とは、午後1時から午後4時30分までをいう。

(3) 「午前・午後」とは、午前9時00分から午後4時30分までをいう。

2 使用者が入場料又は入場料に類するものを徴収する場合における使用料の額は、所定の使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。

3 使用料の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。

【別記1】

改正案

| 区分 | 使用時間 | 午前 | 午後 | 午前・午後 |
|-------|------|--------|--------|--------|
| 研修室 | | 1,000円 | 1,000円 | 2,000円 |
| 別館準備室 | | 500円 | 500円 | 1,000円 |

一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について

一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部改正について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年10月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正するため、本案を提出します。

(案)

一宮市教委規則第 号

一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則の一部を改正する規則

一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則(平成17年一宮市教委規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第9条」を「第13条」に改める。

第2条中「資料館」を「一宮市尾西歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(販売行為の禁止)

第4条 何人も資料館において、物品等の販売、金品の寄付募集等を行い、又は行わせてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

第16条を第20条とする。

第15条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の各号を加え、同条を第19条とする。

- (10) 一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書
- (11) 一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用許可書
- (12) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用料減免申請書
- (13) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用料還付申請書

第14条を第18条とし、第13条を第17条とし、第12条の次に次の4条を加える。

(施設の使用)

第13条 資料館の施設を使用しようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の6月前に相当する月の初日から使用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 館長は、第1項の規定による申請を許可するときは、一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用許可書を交付する。

4 次に掲げる場合には、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備が損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長がその使用を不相当と認めるとき。

(使用料の減免)

第14条 条例第8条第3項の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めたとき。
- 2 前項第1号に該当する場合の使用料の額は、条例別表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てる。

(使用料減免申請の手続)

第15条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第16条 条例第8条第3項の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者の責めによらない理由で使用することができないとき。
 - (2) 公益上又は資料館の都合により使用の許可を取り消したとき。
 - (3) 使用日前7日(この日が休館日に当たるときは、その前日)までに使用の取消しの申出があり、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。
- 2 前項各号に該当する場合において還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (1) 前項第1号及び第2号に該当する場合 納付すべき使用料の額の100パーセントに相当する額
 - (2) 前項第3号に該当する場合 納付すべき使用料の額の50パーセントに相当する額
- 3 使用料の還付を受けようとする者は、第13条第3項の使用許可書を添付して、一宮市尾西歴史民俗資料館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第13条から第16条までに規定する施設の使用に係る手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

一宮市尾西歴史民俗資料館条例施行規則(平成17年一宮市教育委員会規則第33号)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一宮市尾西歴史民俗資料館条例(平成17年一宮市条例第67号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 資料館は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示</p> <p>(2) 資料に関する調査研究</p> <p>(3) 資料に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等の作成及び配布</p> <p>(4) 資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催</p> <p>(5) 他の資料館、博物館、図書館、学校、研究所等との連絡調整</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業</p> <p>(施設等の使用)</p> <p>第3条 資料館の施設等を使用しようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館使用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の6月前に相当する月の初日から使用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 館長は、第1項の規定による申請を許可したときは、一宮市尾西歴史民俗資料館使用許可書を当該申請者に交付するものとする。</p> <p>4 使用者は、資料館を使用する際、前項の使用許可書を提示しなければならない。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第4条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 施設、付属設備、資料等を亡失し、又は損傷しないこと。</p> <p>(2) 未就学児には、保護者が付き添うこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、一宮市尾西歴史民俗資料館条例(平成17年一宮市条例第67号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 <u>一宮市尾西歴史民俗資料館(以下「資料館」という。)</u>は、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「資料」という。)の収集、保管及び展示</p> <p>(2) 資料に関する調査研究</p> <p>(3) 資料に関する案内書、解説書、調査研究の報告書等の作成及び配布</p> <p>(4) 資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催</p> <p>(5) 他の資料館、博物館、図書館、学校、研究所等との連絡調整</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、一宮市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第3条 入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 施設、付属設備、資料等を亡失し、又は損傷しないこと。</p> <p>(2) 未就学児には、保護者が付き添うこと。</p> <p>(3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。</p> |

(資料の利用)

第5条 学術調査、研究等のため閲覧、撮影、模写等で資料を直接利用しようとする者は、あらかじめ一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を許可するときは、一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可書を交付する。

(資料の館外貸出し)

第6条 資料は、次に掲げるもので適当と認めるものに貸し出すことができる。ただし、寄託資料の館外貸出しについては、寄託者の承諾を受けなければならないものとする。

(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設

(2) 前号に掲げるもののほか、館長が特に認めるもの

2 前項の館外貸出しを受けようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用申請書を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の申請があった場合は、内容を検討し、適当と認めたときは、一宮市尾西歴史民俗資料館資料貸出許可書を交付する。

(収集の方法)

第7条 資料の収集方法は、採取、購入、寄贈、寄託及び借用とする。

(寄贈の手続)

第8条 資料館が資料の寄贈を受けるときは、資料を寄贈する者に一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈申請書の提出を求め、市長は、一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈受理書を交付する。

(寄託の手続)

第9条 資料館が資料の寄託を受けるときは、資料を寄託する者に一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄託申請書の提出を求め、館長は、一宮市尾西歴史民俗資料館資料受託書を交付する。

(借用の手続)

第10条 資料館が資料を借用するとき、あらかじめ所有者又は管理者の承諾を得たうえ、一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用書を交付する。

(販売行為の禁止)

第4条 何人も資料館において、物品等の販売、金品の寄付募集等を行い、又は行わせてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

(資料の利用)

第5条 学術調査、研究等のため閲覧、撮影、模写等で資料を直接利用しようとする者は、あらかじめ一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可申請書を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の規定による申請を許可するときは、一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可書を交付する。

(資料の館外貸出し)

第6条 資料は、次に掲げるもので適当と認めるものに貸し出すことができる。ただし、寄託資料の館外貸出しについては、寄託者の承諾を受けなければならないものとする。

(1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の規定による博物館及び同法第29条の規定による博物館に相当する施設

(2) 前号に掲げるもののほか、館長が特に認めるもの

2 前項の館外貸出しを受けようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用申請書を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の申請があった場合は、内容を検討し、適当と認めたときは、一宮市尾西歴史民俗資料館資料貸出許可書を交付する。

(収集の方法)

第7条 資料の収集方法は、採取、購入、寄贈、寄託及び借用とする。

(寄贈の手続)

第8条 資料館が資料の寄贈を受けるときは、資料を寄贈する者に一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈申請書の提出を求め、市長は、一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈受理書を交付する。

(寄託の手続)

第9条 資料館が資料の寄託を受けるときは、資料を寄託する者に一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄託申請書の提出を求め、館長は、一宮市尾西歴史民俗資料館資料受託書を交付する。

(借用の手続)

第10条 資料館が資料を借用するとき、あらかじめ所有者又は管理者の承諾を得たうえ、一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用書を交付する。

2 借用した資料を返還する場合は、当該資料借用書に返還を受けた旨並びに所有者又は管理者の署名及び押印を受けるものとする。

(寄託及び借用資料の取扱い)

第11条 寄託及び借用に係る資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをする。

(免責)

第12条 資料館は、寄託及び借用資料が天災その他のその責めに帰すことのできない理由により生じた損失に対しては、その責めを負わない。

2 借用した資料を返還する場合は、当該資料借用書に返還を受けた旨並びに所有者又は管理者の署名及び押印を受けるものとする。

(寄託及び借用資料の取扱い)

第11条 寄託及び借用に係る資料は、資料館所蔵の資料と同様の取扱いをする。

(免責)

第12条 資料館は、寄託及び借用資料が天災その他のその責めに帰すことのできない理由により生じた損失に対しては、その責めを負わない。

(施設の使用)

第13条 資料館の施設を使用しようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書を館長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用しようとする日の属する月の6月前に相当する月の初日から使用しようとする日前10日までに提出しなければならない。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 館長は、第1項の規定による申請を許可するときは、一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用許可書を交付する。

4 次に掲げる場合には、前項の許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設又は設備が損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長がその使用を不相当と認めるとき。

(使用料の減免)

第14条 条例第8条第3項の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるとき。

2 前項第1号に該当する場合の使用料の額は、条例別表に定める使用料の額の50パーセントに相当する額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料減免申請の手続)

第15条 前条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、一宮市尾西歴史民俗資料館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

(職務)

第13条 館長は、上司の命を受け、資料館の管理運営を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(処務)

第14条 この規則に定めるもののほか、資料館の処務に関し必要な事項は、一宮市教育委員会事務局処務規則(昭和45年一宮市教委規則第2号)の例による。

(帳票)

第15条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、教育委員会が別に定める。

- (1) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用許可申請書
- (2) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用許可書
- (3) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可申請書
- (4) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可書
- (5) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用申請書
- (6) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料貸出許可書
- (7) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈申請書
- (8) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈受理書

第16条 条例第8条第3項の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 使用の許可を受けた者の責めによらない理由で使用することができないとき。
- (2) 公益上又は資料館の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (3) 使用日前7日(この日が休館日に当たるときは、その前日)までに使用の取消しの申出があり、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

2 前項各号に該当する場合において還付する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 前項第1号及び第2号に該当する場合 納付すべき使用料の額の100パーセントに相当する額
- (2) 前項第3号に該当する場合 納付すべき使用料の額の50パーセントに相当する額

3 使用料の還付を受けようとする者は、第13条第3項の使用許可書を添付して、一宮市尾西歴史民俗資料館使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(職務)

第17条 館長は、上司の命を受け、資料館の管理運営を掌握し、所属職員を指揮監督する。

(処務)

第18条 この規則に定めるもののほか、資料館の処務に関し必要な事項は、一宮市教育委員会事務局処務規則(昭和45年一宮市教委規則第2号)の例による。

(帳票)

第19条 この規則の施行に関し必要な帳票の名称は、次のとおりとし、その様式は、教育委員会が別に定める。

- (1) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可申請書
- (2) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料利用許可書
- (3) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用申請書
- (4) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料貸出許可書
- (5) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈申請書
- (6) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄贈受理書

- (9) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄託申請書
- (10) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料受託書
- (11) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用書

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

- (7) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料寄託申請書
- (8) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料受託書
- (9) 一宮市尾西歴史民俗資料館資料借用書
- (10) 一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用申請書
- (11) 一宮市尾西歴史民俗資料館施設使用許可書
- (12) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用料減免申請書
- (13) 一宮市尾西歴史民俗資料館使用料還付申請書

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

第58号議案

一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について

一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年10月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮地域文化広場・尾西文化広場指定管理者選定委員会において、一宮地域文化広場・尾西文化広場の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮市文化広場条例（昭和55年一宮市条例第31号）第2条に規定する次の施設

| 名 称 | 位 置 |
|----------|---------------|
| 一宮地域文化広場 | 一宮市時之島字玉振1番地1 |
| 尾西文化広場 | 一宮市祐久字外浦36番地 |

2 指定管理者として指定する団体の名称並びに主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の職・氏名 |
|---------------|---------------------|----------------|
| ハマダスポーツ企画株式会社 | 名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 | 代表取締役 濱田 英之 |

3 指定の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

《資料》

一宮地域文化広場・尾西文化広場指定管理者候補者選定結果について

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

一宮地域文化広場・尾西文化広場

2 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 選定結果

・優先交渉権者

名 称 ハマダスポーツ企画株式会社

所在地 名古屋市名東区

第一次審査 198 点 1 位

第二次審査 309 点 1 位

合 計 507 点 1 位

4 選定過程

- ・選定委員（5 名）
- | | |
|-------|-----------------|
| 教育長 | 中野 和雄 |
| 図書館長 | 滝 和良 |
| 公認会計士 | 伊藤 哲 |
| 学識経験者 | 宇都木 寧（弁護士） |
| 学識経験者 | 西村 志磨（短期大学部准教授） |

(1) 公募説明会 平成 30 年 7 月 11 日（水） 参加者 7 団体

(2) 第一次審査 平成 30 年 8 月 23 日（木）

応募者 1 団体を提出書類に基づき審査し、1 団体が通過。

評価項目（50 点）

- ・施設管理に関する基本的な考え方について（15 点）
- ・事業運営に関する基本的な考え方について（15 点）
- ・応募者の経営基盤及び管理実績等について（20 点）

(3) 第二次審査 平成 30 年 10 月 10 日（水）

第一次審査通過 1 団体の提案書並びに提案に基づく、プレゼンテーションにより審査し、優先交渉権者を選定。

評価項目（100 点）

- ・事業実施体制について（25点）
- ・運営計画について（30点）
- ・施設及び設備の保守管理計画・改修計画について（20点）
- ・収支計画について（10点）
- ・指定管理料について（15点）

5 今後の予定

教育委員会において、優先交渉権者の承認を受けて、優先交渉権者と指定管理に係る仮協定を締結するとともに、市議会12月議会にて指定管理者の指定の議案を上程し承認後に基本協定を締結します。

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第59号議案

一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について

一宮市体育館施設等の管理に係る指定管理者の指定について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年10月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

一宮市体育館施設等指定管理者選定委員会において、一宮市体育館施設等の管理を行う指定管理者の優先交渉権者が選定されました。

よって、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理を指定管理者に行わせたく、同条第6項の規定による議会の議決を求めるため、市長に申し出たいので本案を提出します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設(4施設)

- (1) 一宮市総合体育館 一宮市光明寺字白山前 20 番地
- (2) 一宮市尾西スポーツセンター 一宮市西五城字中川田 36 番地
- (3) 一宮市木曽川体育館 一宮市木曽川町門間字沼間 35 番地
- (4) 一宮市木曽川老人福祉センター 一宮市木曽川町門間字沼間 35 番地

2 指定管理者として指定する団体の名称並びに主たる事務所の所在地及び代表者の職・氏名

- (1) 団体の名称
ハマダスポーツ企画株式会社
- (2) 主たる事務所の所在地
名古屋市名東区猪高台一丁目 1316 番地
- (3) 代表者の職・氏名
代表取締役 濱田 英之

3 指定の期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで (4 年間)

《資料》

一宮市体育館施設等指定管理者候補者選定結果について

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設（4施設）

一宮市総合体育館、一宮市尾西スポーツセンター、一宮市木曾川体育館
一宮市木曾川老人福祉センター

2. 指定期間

平成31年4月1日から平成35年3月31日まで（4年間）

3. 選定結果

・優先交渉権者

名称：ハマダスポーツ企画株式会社

所在地：名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地

第一次審査 190点 1位

第二次審査 335点 1位

合計 525点 1位

・次点交渉権者

なし

4. 選定過程

- ・選定委員（5名）
- | | |
|---------|---------------|
| 教育文化部長 | 野田 眞吾 |
| 教育文化部次長 | 皆元 洋司 |
| 公認会計士 | 臼井 孝嘉 |
| 学識経験者 | 高木 道久（弁護士） |
| 学識経験者 | 菊池 秀夫（中京大学教授） |

（1）公募説明会 平成30年7月10日（火） 参加者8団体

（2）第一次審査 平成30年8月28日（火）

応募者1団体を提出書類に基づき審査し、第一次審査通過。
評価項目（50点）

- ・施設管理に関する基本的な考え方について（15点）
- ・事業運営に関する基本的な考え方について（15点）
- ・応募者の経営基盤及び管理実績について（20点）

（3）第二次審査 平成30年10月1日（月）

第一次審査通過団体の提案書並びに提案に基づく、プレゼンテーション

により審査し、優先交渉権者として選定。

評価項目（100点）

- ・事業実施体制について（35点）
- ・運営管理計画について（15点）
- ・維持管理計画について（25点）
- ・事業収支計画について（10点）
- ・指定管理費について（15点）

5. 今後の予定

教育委員会において、優先交渉権者の承認を受けて、指定管理に係る仮協定を締結するとともに、市議会12月議会にて指定管理者の指定の議案を上程し承認後に基本協定を締結します。

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について

一宮市立小中学校卒業式及び入学式の日について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年10月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

提案理由

平成30年度の小学校及び中学校の卒業式、また、平成31年度の小学校及び中学校の入学式の日を決定するため、本案を提出します。

別紙案

平成30年度 卒業式

小学校 平成31年3月20日（水）

中学校 平成31年3月 5日（火）

平成31年度 入学式

小学校 平成31年4月 5日（金）

中学校 平成31年4月 4日（木）

平成30年度末・平成31年度初めの日程について

| | | 小学校 | 中学校 |
|----------------|---------|-----------|---------|
| 平成 30 年度 | 2学期 終業式 | 12月21日(金) | |
| | 3学期 始業式 | 1月7日(月) | |
| | 卒業式 | 3月20日(水) | 3月5日(火) |
| | 修了式 | 3月22日(金) | |
| 平成 31 年度 | 辞令伝達式 | 4月1日(月) | |
| | 入学式 | 4月5日(金) | 4月4日(木) |
| | 1学期 始業式 | 4月8日(月) | 4月4日(木) |

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成30年10月26日

一宮市教育委員会
教育長 中野和雄

一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が
適当と認められる事業
 - ア 市内の教育関係団体
 - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
 - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

| 受付 番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可 基準 |
|----------|---|---|---|---|---------------|-----|----------|
| 9 | 第30回日本医学 会総会2019中 部 会頭 さいとう ひでひこ 齊藤 英彦 | 第30回日本医学会 総会2019中部市 民展示健康未来EX PO2019 | ・医学、医療、健康増進、 予防をとりまく技術や情 報を分かりやすく展示 ・疾患啓発団体による市民 公開講座 | 平成31年3月 30日～平成3 1年4月7日 午前10時～午 後6時 最終日のみ午後 5時まで | ポートメッセ なごや | 無料 | (7) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|---------------------------------|---|--|---|---|------------|
| 39 | NPO法人 アスペルゲの会 尾張支部 支部長 にしむら ひろみ 西村 広美 | H30年度 発達障がい 理解啓発セミナー | ・講演会テーマ 「どうしたらいい？登校しぶり」 講師 石川道子先生 黒谷まや先生 橋本桂奈先生 ・参加者見込み 96名 ・午前:講演会 午後:グループ ワーク | 平成31年 1月6日(日) 9:50~15:00 | 一宮地場産業 ファッションデザイン センター | 有料 一般 1000円 賛助会員 800円 | (6) |
| 40 | 一般社団法人 明宝ツーリズムネット ワークセンター 代表 くにた れみち 國田 義道 | 子どもだけで行く 自然体験旅行「冒 険KID'S」 | 〔日帰り〕 ①雪合戦 ②そり体験 ③かまくら作り ④雪上運動会 ⑤おやつ(みかん) 〔一泊二日〕 日帰りプラン①~⑤ ⑥雪像作り ⑦アニマルトレッキング ⑧真冬の星空観察 ・自然の中で遊ぶことにより『想像力・発想力』を身に付ける。 ・子どもだけで行く自然体験旅行で、冬は特になんにでもなる雪を相手に子ども達の『創造力』を掻き立て自分の中の新たな力を見つけることを目的としている。 ・参加者対象:小学生 ・募集人員:各開催日45名 | 〔日帰り〕 平成31年1月 14・19・27日 2月3・23・24日 〔一泊二日〕 平成31年 1月19・20日 2月2・3日 2月23・24日 | 〔日帰り〕 岐阜県郡上市 高鷲 〔一泊二日〕 具府県郡上市 明宝 | 有料 〔日帰り〕 10,900円 〔一泊二日〕 25,900円 | (4) (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

| 受付番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可基準 |
|------|---|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|---------------------------|------------|------------|
| 46 | 千秋“桜守フーク”の会 代表 坂本 吉三 | 桜守フーク | いちい信金スポーツセンター(愛知県一宮総合運動場)内の清掃活動 | 11月25日(日) | いちい信金スポーツセンター(愛知県一宮総合運動場) | 無料 | (6) |
| 47 | コーラスフェスタ実行委員会 会長 稲垣 操 | 第23回コーラスフェスタ | コーラスグループによる合唱の発表会 | 平成31年 2月11日(月・祝) | 尾西グリーンプラザ | 無料 | (6) |
| 48 | 愛知県立木曾川高等学校 校長 入野 勝年 主催 木曾川高校プラスバンド部後援会 | 木曾川高校プラスバンド部 第32回定期演奏会 | プラスバンド部による演奏会 | 平成31年 1月12日(土)・ 1月13日(日) | 尾西市民会館 | 無料 | (2) (6) |
| 49 | 家庭倫理の会 一宮市 会長 大島 春美 | 子育てセミナー | 「和やかな家庭づくり」をテーマとしたセミナー | 平成31年 1月16日(水) | 木曾川文化会館 | 有料 200円 | (6) |

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(スポーツ 課)

| 受付 番号 | 申請者 | 事業名 | 内容 | 実施日 | 開催場所 | 参加料 | 許可 基準 |
|----------|--|--------------------------|--|---|--------------------------------|--|------------|
| 21 | 尾張剣道連盟 会長 うちだ たいけお 内田 武夫 | 第37回尾張中学校 新人戦剣道大会 | 尾張地区中学校の 男女剣道部による 団体トーナメント 戦 | 平成30年 12月1日 (土) | 一宮市総合 体育館 | 無料 | (6) |
| 22 | 一宮市スキー 連盟 会長 ひび まさゆき 日比 正幸 | 第46回一宮ジュ ニアスキー教室 | 一宮市及び近郊の 小学3年生から高 校生までを対象と したスキー教室。 | 平成31年3 月23日 (土)～ 24日(日) | ヘブンスそ のはらSN OW WO RLD | 小学生 23,000円 中学生以 上 27,000円 | (3) (6) |
| 23 | 一宮ライオン ズクラブ 会長 ごとう かずき 五藤 一樹 | 一宮市オールス ター選抜学童野 球祭 | 市内を4つのプロ ックに分け4チー ムのトーナメント 方式で実施する。 | 平成30年 11月23日 (祝・金) 予備日12月 1日(土) | 平島公園野 球場 | 無料 | (6) |